

海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 3 0 号) H15. 1.14(第 4 回)提出 H15. 3. 4(第 9 回)確認

協議第 3 0 号	各種事務事業の取扱いに関すること	協議細目	農林水産関係事業
調整方針(案)	1 新市において新たな農業振興地域整備計画を策定する。新計画が策定するまでの間は、現計画(農振農用地区域を含む)を新市に引き継ぐ。 2 農業近代化資金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 地域農政推進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制については、新市において確立する。 4 林業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

現 況			調整の具体的内容
海津町	平田町	南濃町	
海津町農業振興地域整備計画 町農業振興地域指定 (昭和45年) 町農業振興地域整備計画策定 (昭和47年) 町農業振興地域整備計画特別管理地域指定 (平成元年)	平田町農業振興地域整備計画 町農業振興地域指定 (昭和46年) 町農業振興地域整備計画策定 (昭和47年)	南濃町農業振興地域整備計画 町農業振興地域指定 (昭和45年) 町農業振興地域整備計画策定 (昭和47年) 町農業振興地域整備計画特別管理実施 (昭和53年) 農業・農村再編型実施 (平成10年)	新市において新たに計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
農業近代化資金等利子補給金 近代化資金利子補給金 青年農業者資金利子補給金 無公害資金利子補給金 新生産調整推進対策資金補給金 中核農業者育成資金利子補給金 農業企業化特別融資資金補給金 農業施設・設備整備資金利子補給金	農業近代化資金等利子補給金 近代化資金利子補給金 青年農業者資金利子補給金 無公害資金利子補給金 新生産調整推進対策資金補給金 中核農業者育成資金利子補給金 農業企業化特別融資資金補給金	農業近代化資金等利子補給金 近代化資金利子補給金 青年農業者資金利子補給金 無公害資金利子補給金 新生産調整推進対策資金補給金 中核農業者育成資金利子補給金 農業企業化特別融資資金補給金 大家畜経営維持資金利子補給補助金	現行とおり新市に引き継ぐ。
地域農政推進対策事業 経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの作成等検討会の開催 ・農業構造政策推進会議の開催 農業経営基盤強化促進対策事業 ・経営改善支援活動事業 ・認定農業者の育成 ・認定申請書の提出 ・基本構想実践推進会議の開催 ・アクションプログラムの作成 農地流動化地域総合推進事業 ・総合調整員の設置 ・農地流動化対策円滑化プロジェクトチームの編成	地域農政推進対策事業 経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの作成等検討会の開催 ・農業構造政策推進会議の開催 農業経営基盤強化促進対策事業 ・経営改善支援活動事業 ・認定農業者の育成 ・基本構想の普及推進 地域農業構造改革緊急推進対策事業 ・幡長集落の地域農業の総点検 ・地域の農業構造改革の取組支援 農地流動化地域総合推進事業 ・農用地利用集積面積の設定 ・事業連携体制の整備	地域農政推進対策事業 経営対策体制整備推進事業 ・地域農業マスタープランの目標設定及び推進の検討 ・経営生産対策推進会議の開催 農業経営基盤強化促進対策事業 ・認定農業者の育成指導 ・基本構想実践推進会議の開催 農地流動化地域総合推進事業 ・農地の出し手、受け手の意向調査等 ・農地情報管理システムによる管理 ・調査員による個別訪問	地域農政推進対策事業については、現行のとおり新市の引き継ぐ。ただし、事業の体制については、新市において調整する。

現 況			調整の具体的内容
海津町	平田町	南濃町	
農業振興地域整備計画 内容 ・農業振興地域整備計画書の策定 ・農業振興地域整備計画書基礎資料の作成 ・地域農業振興計画の策定 ・農業振興地域整備計画に関する基礎調査（概ね5年ごと） ・農業振興地域整備計画及び地域農業振興計画の変更	農業振興地域整備計画 内容 ・農業地域振興計画は概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う基礎調査（全体的見直し）と、年1回個人申請等により緊急性、目的、位置、転用許可基準等からやむをえないと認められるものに行う個人除外があり、計画書の適正管理を図る	農業振興地域整備計画 内容 ・農業地域振興計画は経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的な見直しを行う特別管理（全体的見直し）と、年1回個人申請等により緊急性、目的、位置、転用許可基準等からやむをえないと認められるものに行う一般管理（個人除外）があり、計画書の適正管理を図る	新市において新たに計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
		林業関係事業 ・森林施業計画認定業務 ・森林整備計画策定業務 ・伐採届、小規模林地開発届受理業務 ・造林事業 ・松くい虫防除対策事業 ・治山事業	現行のとおり新市に引き継ぐ。